

岩倉市規則第 25 号

岩倉市企業立地の促進等に関する条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、岩倉市企業立地の促進等に関する条例（平成 27 年岩倉市条例第 31 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第 2 条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(対象施設)

第 3 条 条例第 2 条第 1 号に規定する施設は、統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 2 条第 9 項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げるもののうち、主として次の各号のいずれかの業務の用に供するための施設とする。

- (1) 大分類 E—製造業
- (2) 小分類 391—ソフトウェア業
- (3) 中分類 44—道路貨物運送業
- (4) 中分類 47—倉庫業
- (5) 小分類 484—こん包業
- (6) 前各号に定めるもののほか、市長が適当と認める業務

(投下固定資産総額)

第 4 条 条例第 2 条第 6 号に規定する投下固定資産総額は、企業が相当の対価を支払い取得した地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 341 条に規定する土地、家屋及び償却資産の取得費の合計額とする。ただし、土地については家屋の建設に係る工事に着手する日前 3 年以内に取得したものに、償却資産については工場等を新設した場合に限る。

(奨励金の額等)

第 5 条 条例第 3 条第 1 号に規定する工場等新設奨励金の額は、操業開始の日以後に、当該工場等に係る固定資産税及び都市計画税（都市計画税が課されない場合にあつては、都市計画税を除く。以下同じ。）を市が最初に課することとなった年度（以下「課税初年度」という。）から、3 年

間における工場等の新設に係る目的で取得した土地（工事に着手する日
前3年以内に取得した土地に限る。）、工場等の新設に係る家屋及び償却
資産の各年度の固定資産税及び都市計画税に相当する額とする。

2 条例第3条第2号に規定する工場等増設奨励金の額は、操業開始の日
以後に、当該工場等に係る固定資産税及び都市計画税を課税初年度から、
3年間における工場等の増設に係る目的で取得した土地（工事に着手す
る日前3年以内に取得した土地に限る。）、工場等の増設に係る家屋の各
年度の固定資産税及び都市計画税に相当する額とする。

3 第1項及び第2項の規定において、奨励金の額に1,000円未満の
端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

4 条例第3条第3号に規定する雇用促進奨励金の額は、新規雇用従業者
の数に20万円を乗じて得た額とする。ただし、当該額が200万円を
超えるときは、200万円とする。

（認定の申請等）

第6条 条例第5条第1項の規定により奨励措置を受けようとする企業は、
工事に着手する日の30日前までに工場等新設奨励措置認定申請書（様
式第1）又は工場等増設奨励措置認定申請書（様式第2）に必要な書類
を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の事情
があると認めたときは、この限りでない。

2 市長は、条例第5条第2項の規定により奨励措置の認定の可否を決定
したときは、奨励措置認定可否決定通知書（様式第3）により通知する
ものとする。

（奨励金の交付の時期）

第7条 条例第3条第1号に規定する工場等新設奨励金又は条例第3条第
2号に規定する工場等増設奨励金は、第5条第1項又は第2項に規定す
る課税初年度から課税初年度の翌々年度までにおける各年度分の額を当
該各年度の翌年度に交付するものとする。

2 条例第3条第3号に規定する雇用促進奨励金は、操業開始の日の属す
る年度からその翌々年度までの間に1回に限り交付するものとする。

（奨励金の交付申請等）

第8条 条例第6条第1項の規定により条例第3条第1号に規定する工場
等新設奨励金又は条例第3条第2号に規定する工場等増設奨励金の交付
を受けようとする認定企業は、前条第1項の規定により奨励金の交付を

受ける年度の5月末日までに工場等新設又は増設奨励金交付申請書（様式第4）を市長に提出しなければならない。

2 条例第6条第1項の規定により条例第3条第3号に規定する奨励金の交付を受けようとする認定企業は、前条第2項に規定する年度中に雇用促進奨励金交付申請書（様式第5）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、条例第6条第2項の規定により奨励金の交付の可否を決定したときは、奨励金交付可否決定通知書（様式第6）により通知するものとする。

（奨励金の交付請求）

第9条 前条第2項に規定する奨励金交付可否決定通知書の通知を受けた認定企業のうち、奨励金が交付されることとなった企業は、速やかに奨励金交付請求書（様式第7）を市長に提出しなければならない。

（変更等の届出）

第10条 条例第7条第1号による届出は、認定申請内容変更届（様式第8）により、同条第2号による届出は、事業休止（廃止）届（様式第9）により行うものとする。

（認定企業の地位承継の申請）

第11条 条例第8条第2項の規定により地位を承継を受けようとする企業は、認定企業の地位承継承認申請書（様式第10）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、承継の可否を決定したときは、認定企業の地位承継（承認・不承認）通知書（様式第11）により通知するものとする。

（認定の取消しの通知）

第12条 市長は、条例第10条の規定により認定を取り消したときは、奨励措置認定取消通知書（様式第12）により通知するものとする。

（奨励金の不交付等）

第13条 市長は、条例第11条の規定により奨励金の全部又は一部を交付しないこととしたときは、奨励金不交付通知書（様式第13）により通知するものとする。

2 市長は、条例第11条の規定により奨励金の全部又は一部を返還させることを決定したときは、奨励金返還命令書（様式第14）により通知するものとする。

- 3 前項の命令書を受けた者は、市長が定める返還期限までに奨励金を返還しなければならない。
- 4 前項の返還期限までに奨励金を返還できなかったときは、返還期限の翌日から返還の日までの日数に応じた延滞金を加えて奨励金を返還しなければならない。この場合において、延滞金の算出については、岩倉市税条例（昭和46年岩倉市条例第42号）の例による。
- 5 市長は、やむを得ない事情があると認めるときは、前項の延滞金を免除することができる。

（届出）

第14条 認定企業は、次の各号に掲げる事由が生じたときは、市長に対し、当該各号に定める届出を行わなければならない。

- (1) 工場等の新設又は増設に係る工事を着手したとき 工事着手届（様式第15）
- (2) 工場等の新設又は増設に係る工事が完了したとき 工事完了届（様式第16）
- (3) 新設又は増設した工場等が操業を開始したとき 操業開始届（様式第17）

（雑則）

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月7日規則第7号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年10月19日規則第14号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年5月7日規則第19号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年3月19日規則第4号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年3月26日規則第13号）
（施行期日）

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定に基づいて使用されている様式は、この規則による改正後の各規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。